

昭和五年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

「フォークランド」紛争と世界史 2

「民営・分割化」の「脅し」に屈するな 3

権利はすべてたたかいたいとするもの 6

— 当局の改善命令とわれわれの反論 —

総評三顧問が左派結集を提唱 9

資料① 総評三顧問が懇談会をよびかけ(全文) 10

資料② 五・二〇三顧問としての問題提起(全文) 11

総評の同盟化を高く評価 12

— 日経連の春闘総括 —

春闘をたたかたかどうであったのか 14

— 各職場で中間総括討論をはじめよう —

//// 六月上旬刊 //////////////////////////////////////

国鉄「再建」をめぐる基本問題

予価千円 (〒二五〇円) //////////////////////////////////////

旬刊 社会通信

NO. 162

一九八二年六月二日

一九八二年六月二日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■ 巻頭言 ■

「フォークランド」紛争と世界史

領土問題は民族問題とともに、階級闘争を進めるうえでもっとも複雑で困難な問題だ（北方領土問題をみよ）。領土、あるいは民族の問題が支配階級から宣伝され、もちぎたされるるとき、そこには必ず階級闘争の激化を「融和」させようとの支配階級の意図がみられる。つまり、階級対立の矛盾の激化から勤労諸社会層の目をそらし、「挙国一致」体制を模索しようというのである。南大西洋「フォークランド」での戦火の拡大は、この証明である。

アルゼンチン、イギリスともに未曾有の危機にある。アルゼンチンでは二ヶタインフレがつづき、七五年以降、経済はマイナスに転じている。輸出の約八割を占める食肉、穀物（飼料用も含む）は、北米二国とオーストラリアのはげしい競争から、その地位は凋落の一途をたどっている。七六年三月、軍事クーデターによって成立した現政権はテロと弾圧、拷問でかろうじて息をついていたが、三月三〇日、経済危機は政治的危機に転化する兆をみせた。

サッチャーのイギリスも同様だ。わが国の行革と同じく、サッチャーは福祉切り捨てで不況と失業の克服をはかった。ところが、「三百万夫人」と皮肉られるありさまだ。保守党の支持率は低落の一途をたどり、選挙は連戦連敗、なす術を知らない状況であった。

アルゼンチンが「フォークランド諸島」からユニオンジャックを引きずりおとしたのは、四月二日。三〇日の「大規模なデモ」も一転して、「アルゼンチン万歳」の声に変わった。イギリスの対応もはやかった。四月五日、空母「インピンシブル」を旗艦とする連合艦隊を「フォークランド」に進進させた。ここでも「三百万夫人」との皮肉は「屈辱はらせ」の大合唱に変わり、労働党もその隊列に加わった。

両国の盟友、アメリカはもつと深刻だ。ヘーグはロンドン→ブエノスアイレス→ニューヨーク→ワシントンととびまわった。打つ手はなく、力の低下をさらけだしただけであった。そして最後にイギリス支援をうちだした。後進国より先進資本主義国との同盟、つまり帝国主義の権益擁護を重視した。もしアメリカが米州機構の一員としての義務を条約どおり履行したら、帝国主義諸列強の搾取と抑圧下にある諸民族は、グアテマラ、エル・サルバドルに呼応して闘（とき）の声をあげるだろう。それを危惧したのだ。EC諸国、NATO諸国のイギリス支援、アルゼンチン制裁決議も同じ理由によるものだ。だが、アルゼンチンを見放したアメリカに中米、南米の国々にはもちろん、韓国、パキスタン、サウジアラビア、イスラエルといった親米一辺倒の国々には、アメリカへの不信を強めるだろう。こうしてアメリカの「威信」は地に落ち、ますますおちつづけていくことは必然だ。アメリカにとってさらに気がでないことは、ラテンアメリカ大陸に「ラテンアメリカ主義」の嵐が吹きすさび、アルゼンチンがキューバ、ニカラグア、そしてソ連との国交関係を深めないかということだ。外電がしきりと、アメリカがイギリスに「アルゼンチンを徹底的に紛砕することは望んでいない」「適当に勝て」といつていると伝えていること、また「アルゼンチンの背後にソ連やキューバが介在？」との報道はそれを物語るものである。

「民営・分割化」の「脅し」に屈するな

臨調第四部会が三公社の「民営化」をうちだした。その考え方は、「国鉄は財政の破綻のみならず、労使関係等組織の秩序も破綻している」から、いま必要なことは、「①経営責任を自覚し、経営権を確保し、企業意識に徹し、難局の打開に立ち向うこと、②職場規律を確立し、生産性を上げるように努めること、③政治や地域住民の過大な要求等外部の介入を排除すること」であるとして、このための方策として、「これらは、単に現行公社制度の手直しとか、個別の合理化計画では実現できない。制度上の制約、外部的関与等もあるが、労使双方がいわゆる『親方日の丸』意識に安住し、無責任体制に陥っている現行公社制度を改め、労使とも再建に取り組みを早急に導入しなければならない」と、「経営形態の変更」、つまり「分割・民営化」がうちだされていることである。

この報告をめぐって、「民営・分割」は「是か非か」、はたしてその「可否」は、に論議が集中している。このように、「将来の」経営形態論に目が向いてしまうことはきわめて危険である。ここに論議が集中すれば集中するほど、当面もっとも緊要な「職場規律」「合理化」問題があいまいにされ、他方では職場組合員の不安、そして組合機関への不信が増幅され、組合の団結は弛緩してしまわずにはいないからである。

二

第四部会報告は「民営・分割」にあたって重大な前提を設けている。つまり、重要なこととは、臨調といえども今すぐ「民営・分割」ができるとは考えていないことである。報告は「分割・民営化に当たっての条件」として、「採算性を回復し自立できるといふメドと自信」が必要と、「新形態移行までの間緊急にとるべき措置」として、一項目にのぼる「大幅な経費節減」策を掲げ、これの実現が前提としていることだ。それは――

(1)職場規律の確立 (ア)職場におけるヤミ協定、悪慣行(ヤミ休暇、休憩時間の贈付与、労働実態の伴わない手当、ヤミ専従、管理者の低位職代務等)は全面的に是正。(イ)現場協議制度は、本来の趣旨にそった制度に改める。(ウ)違法行為にたいしての厳正な処分、昇給昇格管理の厳正な運用、職務専念義務の徹底等人事管理の強化。

(2)新規採用の停止及び要員合理化の促進 (ア)新規採用を原則として停止。(イ)私鉄並みの生産性を目指す。そのため、作業方式、夜間勤務体制、業務の部外委託、職務分担の在り方を見直し、実労働時間の改善を図り、配置転換を促進し、各現場の要員数を徹底的に合理化する。

(3)設備投資の抑制 (ア)安全確保のための投資を除き原則として停止。(イ)整備新幹線計画は当面見合わせる。

(4)貨物部門の縮小、合理化、拠点間直行輸送を中心とし、業務の在り方を再検討。

(5)地方交通線の整理促進 (ア)残余の対象路線は昭和六〇年までに選定。(イ)上記以外につ

いても私鉄への譲渡、第三セクター化、民営化等を行なう。

(6) 関連部門（自動車、工場、病院等）の分離等。

(7) 無料乗車制度の廃止 (ア)業務上の必要のためにのみ限定。(イ)相互無料乗車の慣行の是正。

(8) 給与（期末手当、業務手当等）の抑制。

(9) 運賃の適正化等 (ア)線区別原価等。

(10) 兼職議員の禁止 兼職議員については今後認めない。

(11) その他 資産処分（国鉄所有地は全国で六万七千ヘクタール、首都圏だけでも三千七百平方メートル・筆者）の促進等」
というものだ。

ポイントは(1)にあることは明白だ。国鉄労働運動が「綱領」に示される階級的労働運動の路線をとっていることが、ここで批判されているからだ。だから、臨調がだれよりもよく知っているように、「現在の労資関係」、つまり、「階級的労働運動の路線」がゆるがないかぎり、「民営・分割化」は画に書いたモチにすぎないのである。だから、国鉄労働者は従来の路線でたたかうかまえを示したとき、「民営・分割化」などちょっとも心配することなどないのである。

三

「民営・分割化」を心配する必要のない理由はもう一つある。それはこういうわけである！

文字どおりの国鉄の「分割・民営化」は、抽象的・理論的には可能性ゼロではないが、実際問題としては、その可能性はゼロにちかいと考えるよりであろう。というのは、都市間ないし大都市圏の大量旅客輸送、大量定型の長距離貨物輸送など、独占資本の直接的利益という観点からみた国鉄の基幹的分野は、その経済的利益・利潤追求と資本蓄積からいっても、また政治的・軍事的目的からいっても、そのための「大動脈」として、なんらかの形で、総資本としてのブルジョア国家による一元的な管理、経営の下においておく方がよりベターであり、いやむしろ一般に必要な不可欠といつてよいからである。

そして実際、国鉄当局の現行「経営改善計画」（いわゆる「三五万人体制」をめざす「再建・合理化」計画）、ならびに第二臨調・第四部会報告でも、以下のように述べていることをみても明らかであろう。

「国鉄は、都市間・大都市圏旅客輸送及び大量の定型貨物輸送といった鉄道特性を發揮し得る分野に経営を重点化し、近代化・合理化とあわせ、効率的な輸送システムの形成を図り、自主経営が可能な体質とする」

「国鉄は鉄道特性を發揮できる分野（都市間旅客輸送、大都市圏旅客輸送、大量定型貨物輸送）に特化し、鉄道の有利性を喪失した分野（ローカル線等）からの撤退、貨物部門の合理化等の減量を図るべきである」

また、臨調第四部会長の加藤寛氏自身も、インタビューのなかで、つぎのように述べている。

「——三公社民営化では企業性、効率性を強調、逆に公共性を軽視したという批判が強い。

『公企業は公共性と企業性を發揮するのが特色だ。ところが、いまは企業性を否定、軽視しており、公共性の奉仕ができない。……私は公社を純粹の民営会社にするなんていいない。本来の公企業、真の公社を作ろうということだ』

——『真の公社』というのわかりにくい。

『所有と経営とが分離していないのが国有企業だ。最も純粹な民営化は私有私営という形だが、今度の改革案は所有と経営の分離を前提にして、公有でありながら私営という方向にした』(朝日、一九八二・五・一九)。

四

こうして、いうところの国鉄の「分割・民営化」が真の意味することは、あるいは真の狙いは、こんご国鉄において、今まで以上に「民営」なみの(そしてすでに、その兆候は多くの職場であらわれつつある)徹底した資本主義的「合理化」・マル生と資本家的「企業性」・効率性」の追求を推進すること、とりわけその最大の眼目は、職場の労使関係の「民営」なみの「安定・正常化」、ひいては国労の階級闘争路線そのものの解体、という点にある。すなわち、第一に、国鉄労働者にたいする人べらし「合理化」、生産性向上(労働強化)、賃上げ・抑圧、第二に、ローカル線、中小貨物業務の切り捨てと、「民営化」(民間ならびに「第三セクター」委託、外注化等)、第三に、大衆運賃値上げ、そして最後に第四が、職場の労資関係の「民営化」(無抵抗、労使協調、鉄労化)、これである。

そして、以上のごとき内容の「民営化」をつうじて、国鉄にたいする政府の「公的助成」(一般財源・租税の投入)なしに、国鉄を「再建」し、もって政府・独占資本が今後ますます必要とする——しかも、現在国の財政が巨額な赤字状態にあるだけに、いっそう切実——、軍事費、不況「対策」費、海外「援助」費等を最大限に確保し、また同時に、国鉄そのものをいっそう独占資本奉仕の国鉄として再編、強化しようとするものにはかならないということである。

この意味で、政府・独占資本・当局の国鉄政策と国労攻撃は、表面上の一定の内部対立があるにもかかわらず、本質的には、みごとに階級的一貫性と不離一体性をもっているといわなければならない。

◇編集部からのたより◇

▽先日、京都の読者から電話で次のようなご注意をいただきました。

「『社会通信』第一五八号『巻頭言』、『八二春闘総括への視点』を読み合わせていたら、今年の春闘の最大の問題点は『組合員が完全につんば枚敷におかれた』ことだである。私は京都に住んでいるが、『つんば』との表現は差別を助長することになりはしないか。論議になったので、今後、配慮を願いたい」

というものです。ご指摘を感謝し、これから注意することをお約束したいと思います。今後ともご注意、ご批判、感想等をお寄せくださることをお願いします。

▽これから春闘総括の季節に入ります。ぜひ仲間の力強い春闘総括を編集部まで寄せてください。

権利はすべてたたかいとるもの

—— 当局の改善命令とわれわれの反論 ——

「ヤミ」「カラ」「赤字」↓「赤字」↓「民営化」「分割」↓国鉄労働運動の「解体」↓総評弱体化↓準備会↓改憲↓防衛力増強。これが、昨年末からの国鉄攻撃と新聞論調の推移だ。他方に、総評一部指導者のなりふりかまわぬ社会党介入がある。左派主導の執行部は気にくわぬ。右派を加えろというものだ。

このように、国鉄攻撃の背景はまことに大きい。国鉄労働者はもちろん、数千万労働者はこの国鉄攻撃の真の意義をしっかりとらえなければならぬ。とりわけ、職場の権利、慣行の剝奪の攻撃はさまざま、反撃に転じなければと思いつつながら、長期的視野を忘れた「対応」におち入りがちなことまでではない状況が散見されるからだ。

本号では長野の仲間の具体的反撃を第一五七号につづき紹介したいと思う。
(編集部)

大米運輸分会に出された当局の改善命令

点呼は業務指示、伝達の終了をもって打ち切る。

勤務予定表は管理者の責任において作成する。

特にやむを得ない場合を除き管理者の下位職代務を入れた勤務予定表は作成しない。

年休の申し込みとその

われわれの反論

点呼にかぎらず業務指示、伝達の内容は協約、協定、現協での確認事項、慣行の範疇の内容でなければならぬ。しかし当局はしばしばそれらを無視している。それに対して指摘をし抗議するのは当然のことだ。もしそれができなくなれば協約等は一方的に無視をされてしまい、安全作業ができなくなる。点呼の場にかぎらず当局とは対平等だ。

あたりまえのことにみえるが(現在も過去も当局が作成している)当局の意としてしていることは、われわれの生活設計を無視して(したがって年休をはじめとした休みが取れなくなる。また見習等勤務に関する確認事項が一方的にやぶられる)勤務表を作るということだ。したがって、いままで以上にチェック活動を強めなければならぬ。

合理化によって一般職を減らし管理者だけをふやしているではないか。管理者の下位職充当はダメで、一般職員どうしの下位職充当はどうするつもりか。要員をきちんと補充してからいえ。

年休・公休・非休等が協定どうりに入っているのか。やるべき事

<p>他休暇等を明確に区分する。</p>	<p>をやってからいえ。</p>
<p>計画年休は月一回の割合で付与する。</p>	<p>計画年休の時季指定は労働者が行うのがあたりまえ（年休の取扱いに關する中央協定第六条）。計画年休は年休の本来のすじからはずれるものだ、なくしていかなければならないものである（地方―局と地本間でできる）。</p>
<p>業務の都合で年休を与えることができない場合は時季変更権を行使する。</p>	<p>労基法第三十九条―使用者は有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならぬ。但し請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては他の時季にこれを与えることができる。―年休は簡単に時季変更できない。事業を業務という言葉にかえてごまかしている。</p>
<p>勤務確定後であっても必要により勤務変更を行う。</p>	<p>中央協定―一昼夜交代勤務、特殊交代勤務ならびに三交代勤務について前月の二五日に予定表を作成し、その予定表にもとづいて当日の四日前に勤務を確定する。尚確定後においてやむを得ない事情が生じた場合には本人の生活設計を十分考慮して行う。それすらを無視したものだ。突発休という言葉は当局が労働者の休みをおさえ込むためのものだ。</p>
<p>真にやむを得ない場合を除き突発的な休みは認めない。</p>	<p>作業ダイヤ上に明示されていない臨時作業が生じた場合は新たな労働契約としてその内容を含め、それにもなう労働条件について現協で討議することは当然のことだ。それを守らないというのは契約違反だ。</p>
<p>現行作業ダイヤに明示してある入浴時間、更衣時間は削除する。</p>	<p>一九六五年、田町「ハダカ事件」の裁判経緯より―本社労働課長は「始終業時刻のなかで入浴時間が設けられることは現場長の権限である」と表明。判決理由で「入浴開始時間及び退区時間の問題は実質上も形式上も労働時間そのものであり、これを管理運営事項と見るのは正しくない。本件のごとき労働時間の変更は労働条件に関するものであるから、当然に団体交渉の対象となり一方的な変更はできないもの」となっている。あまりにも当然のことだ。</p>
<p>作業変更確認書等の発行はやめ口頭による作業指示を行う。</p>	<p>作業変更は契約した労働条件の変更になる。したがって当局側はその旨を提示して明確な指示をするのがあたりまえだ。場合によっては超勤手当にかかわる事も生じてくる、それらの正確を期すためのことも含めて確認書は必ず必要だ。</p>

<p>現場協議は協約等の趣旨及び定めに基づいて行う。 上部機関で協議した事項についてはその経緯と結論にしたがって処理する。 説明員は必要最少限にとどめる。</p>	<p>シーツ等の取替えは局標準どおりとする。 管理者の拠金による物品の購入は行わない。 いわゆる現場長交渉は行わない。</p>	<p>協約に定めてあるものを除き、勤務時間内における組合活動（学習会、組合情報の発行等）及び業務用事務機器の使用は認めない。</p>	<p>三六協定は基本協定に基づき現場調印する。</p>
<p>一九六八年発行の「国鉄労働組合の現場交渉権―その理論と闘い」より―上部の協約は最低基準設定としての性格をもつものであり、現場協約がそれを下回ることは許されない。もし協約内容が下回っている場合には上部協約に違反し無効であると考えられる……上部協約の内容を現場の特殊事情、固有の条件に応じて具体化し、より高めながら現場組合員の生存を守っていくところにこそ職場闘争の意義がある―。これが今日までの国労の歩みであり生命である。</p>	<p>当局のいう標準は―シーツ月に三回、布団カバー月二回、枕カバー週一回、毛布年一回―だとしている（動乗、列乗は別）。しかしその標準すら当局は守っていないのが現状だ。また毎日勤務者が交替するというのにこの標準ではたして良いのか…… 労働安全衛生法第三条より―事業者は単に労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにならなければならない―と明記されている。はたして現状はどうか…当局に要求が出てくるのは当然。やるべき事をやっつけていえ。</p>	<p>手持ち時間を活用して作業に支障をきたさない範囲で上部機関からの伝達やニュース等の読み合せ等することは当然のことだ。事務機器の使用についても同様だ。慣行として行われているし、団結権の保障からしても当然のことだ。</p>	<p>労基法三六条では「当該事業場においてそれぞれの事業場を単位にして締結されなければならない」と明記してある。この三六条は同法三二条の「使用者は労働者に休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四八時間を超えて労働させてはならない」という条文に対する使用者側にとっての免罰のためにあるものだ。したがって三六協定が締結されていても、使用者は個々の了承を得なければならないようになっていく。 国鉄の場合、一九六六年七月の公労委幹旋案により―鉄道管理局長と地本委員長との間で基本協定を締結し、この基本協定を別紙とする三六協定書に事業場の労使代表が調印し労働基準監督署に届け出る―となっておりこの形がとられている。しかしこの扱いは労基法の精神からはずれるもの（組織的事情により）であり、運動を通じて事業所単位にしなければならない。当局にいわれる必要のものではない。</p>

総評三顧問が「左派結集」を提起

——六月二十四日に大衆集会——

「現役幹部よ、しっかりしろ」「活動家よ覇気をもて」とばかり、総評三顧問（太田薫、市川誠、岩井章の三氏）が、新たな行動をおこした。昨年八月二日、総評三顧問は「基本構想による『統一』反対」「総評は五項目を堅持せよ」と呼びかけた（本誌第一三五号参照）。この呼びかけは左派の指針となった。「右翼的労働再編反対！」の声は職場組合員の相言葉になった。総評指導部を総辞職寸前にまでいたらしめたことは周知の事実だ。だが、総評指導部は反省しないばかりか、総評の右傾化を心配する現場労働者、幹部、活動家にいっさい耳を貸さず、総評の「解体」「分裂」の道を突き進んだ（くわしくは第一六一号「巻頭言」参照）。そればかりではなく、二月の社会党大会を前後して、労働再編に見合った政治戦線の再編成の意志を露骨に示しはじめていた。社会党人事へのなりふりかまわぬ介入、そして総評、中連、新産別の今年の大会で、そろって「社会党のあり方」に言及するとしていることである。その本質は、社会党内右派と野合し、党外から社会党の民社党化、社民連化をはかるうとするものである。

このように、総評労働運動、社会主義運動の危機は昨年よりもはるかに進み、容易ならざる局面に直面している。総評三顧問が再び行動をおこしたのも当然である。三顧問は五月八日、総評主流左派単産、県評に懇談会を呼びかけたが、その内容は「戦後労働運動の中核としてたかってきた総評を崩壊に導き、日本労働運動そのものを崩壊させるとの危険が、職場の幹部、活動家層に広汎に拡大しつつある」「『基本構想』に基づく民間労働統一が虚構にみちたまま推進されるのを見過すことは、全ての労働者と今後の労働運動に責任を持つ指導者のとるべき道ではない」といったように、「総評労働運動の解体を許すな」とのひじょうに危機意識で貫かれ（資料①参照）、危機克服の必要を訴えていることが特徴である。

この呼びかけに一六単産、一九県の幹部が応え、拡大評議員会の前夜二〇日に開かれた懇談会には一二単産、一〇県評の幹部が出席、資料②で示した「三顧問としての問題提起」が明らかにされ、この「提起」にそって、六月二十四日に大衆集会（於・千代田公開堂）を開くこと、総評指導部に「意見書」を提出するといわれている。

三顧問の提起は時宜に適した提起である。現場は危機意識であふれているし、自覚した活動家たちは、「嘆くばかりではだめだ。行動に立ち上がろう」と、八二春闘の総括のなかから労働組合をつくりなおし、総評労働運動再構築に全力をつくし合おうとの士気の高揚がみられるからである。

総評大会は七月二日から開かれる。その方針の骨子は二二日の拡大評議員会ですでに示されているが、内容はまったく空虚であり、論議する気力さえ失なわせるそうした代物である。それだけに、総評運動の再構築は、日本労働運動、社会主義運動の今後にかかわる最重要課題であり、その課題の達成は、総評三顧問の努力と、それを支える現場労働者の手にあることが忘れられてはならないであろう。

資料 総評三顧問が懇談会をよびかけ

昨年八月、私たち三名の総評顧問は、連名で総評楨枝議長宛に「労働戦線統一に関する要望書」を提出するとともに、全単産、地県評・地区労にあてて、私たちの真意をお伝えし、総評路線を守るための具体策を、皆さんの力によって早急に確立していただくことを要請いたしました。その後の総評機関内外の討議において、各単産・地県評代表が多面的な活動を展開され、総評方針の右傾化阻止のため一定の役割を果たされたことに対し、私たちは心からの敬意を表するものです。

しかしながら、昨年二回に亘る総評大会において意志統一がえられず、拡大評議員会にもちこして議決されたいわゆる「民間先行労働戦線一」に対する総評の統一的対処方針」は、総評傘下組織の総意を結集したものではありません。総評内部の対立と亀裂を拡大していることに私たちは強い危惧の念を持っています。まして、総評・総連合同の団体間協議の合意を同盟側が明確に同意したか否かの確認、選別排除・基本構想の修正拒否を明らかにした同盟会長発言の撤回などがうやむやにされ、総評五項目補強見解の扱いすら曖昧になっている現状のもとで、新たな民間七単産の第二陣準備会参加がすすめられていることに対して、私たちが昨年指摘した通り「今日まで戦後労働運動の中核としてたかかってきた総評を崩壊に導くだけでなく、日本労働運動そのものを崩壊させることになる」との危惧が、いまや職場の幹部、活動家層に広汎に拡大しつつあることに注目しなければならぬと思います。

さらに第二臨調による行財政改革の真のねらいが官民労働者の分断と、総評の戦闘的な中核部隊である公労協、なかんずく国労、動労に対する組織破壊攻撃にあることが明白になりつつある現在、今こそ、政府・独占の攻撃の本質を大衆的に明らかにし、戦後日本の平和と民主主義を守り、労働者をはじめ全ての勤労諸階層の生活と権利の擁護をたたかってきた総評労働運動の解体を許さない強い決意と反撃を、あらゆるレベルの幹部、活動家が大衆に訴えていかねばならない時だと考えます。

私たちは、七月の総評定期大会を間近に控え、総評をはじめ各単産、地県評が一年間のたまたかの総括と新しい運動方針の作成に入るこの重要な時期に、「基本構想」に基づく民間労働戦線一が虚構にみちたまま推進されるのを見過すことは、全ての労働者と今後の日本労働運動に責任を持つ指導者のとるべき道ではないと考えました。この観点から、私たちは、総評労働運動の階級的強化と地域闘争の強化発展に日夜健闘されている皆さんとの懇談会をもち、私たちの真意をお伝えして、御理解をいただきたいと考えました。

総評の団結強化と総評運動の再生発展のため、是非御出席のうえ、御意見、助言等をいただけることを心から期待いたします。

一九八二年五月八日

総評顧問 太田薫／市川誠／岩井章

資料② 五・二〇三顧問として問題提起

日本労働運動をめぐるきびしい諸情勢の中で、総評労働運動への攻撃が集中している。この情勢をふまえて、三顧問としては以下の観点に立って、広く労働者に総評労働運動の再生をめざす全勢力の結集を訴えたい。

一、総評運動への攻撃が激化している

- (1) 世界資本主義体制の矛盾の増大
- (2) 日本独占の支配体制の危機の深まり
- (3) 以上を背景とした政治体制の急速な反動化

具体的には

1. 軍事大国化路線——平和と民主主義の危機
2. 総合安保体制の確立——思想攻撃と革新勢力の体制内化
3. 行革の断行——財政再建と戦闘的部分の弾圧
4. 春闘抑えこみと労働運動の右翼再編

二、この中で総評への信頼が弱まっている

- (1) 総評の主体性と指導性の低下 経済整合性論への屈伏——総評賃金論の変質 四団体共闘への偏重——独自闘争の放棄 管理春闘の貫徹——闘争力の弱体化
- (2) 総評の団結力の低下 機関決定無視と組合民主主義の形骸化 相互信頼の動揺と同志的連帯の欠除 大衆闘争の後退 「準備会」参加をめぐる内部対立と亀裂の拡大
- (3) 総評運動に献身する幹部、活動家の動揺

三、いま必要なことは何か

- (1) 政府・独占による総評攻撃の本質にたいする正しい認識を大衆的に確立すること。——「労戦統一」は総評から階級性の骨ぬきをめざすもの。
- (2) 総評が真のナショナルセンターの役割りを果しうることの確信と、その上に立った総評運動の再生への決意を大衆に明らかにすること。——当面最大の課題は、八二春闘の正しい総括の上に立って、八三春闘の再構築の戦略を明らかにすること。
- (3) この基本的視点をもって職場の大衆討議をおこし、時間をかけて合意形成をはかり、同時に行革攻撃に対する全総評的反撃体制を確立すること。
- (4) 総評「統一綱領」づくりは、総評労働運動の歴史的総括と結合して大衆的総括運動として展開すること。
- (5) 当面総評がとりくむべき課題として
 - ①活動家教育の強化
 - ②地域活動、地域共闘（県評・地区労活動）の強化
 - ③未組織の組織化
 - ④民間単産の運動機能の強化と援助
- (6) これらを担う組織主体の確立、強化をめざし、すべての左派勢力、民主勢力の大結集による総評運動の再生をすすめること。
- (7) そのために反独占・反自民の政治路線を明確にすること。

総評の同盟化を高く評価

——日経連の春闘総括——

総評は五月二一日、拡大評議員会を開き、春闘総括を論議する。「このきびしい情勢のなかで格差をつけさせず、六・九%の民間準拠を認めさせた統一回答はマアマアだった」。したがって「七〇〇八〇点のでき」といった視点から、従来の考え方をさらに継承し、「労働組合の多数派形成」「政治戦線の結集」が提起されるのではといわれている。

他方、独占の労務対策司令部・日経連は五月六日付の機関紙『日経連タイムス』に、日経連の春闘「中間総括」をのせている。五月二二日に開かれる定期総会への事務局案である。

同総括はポイントを三つ(1)公労協の賃金交渉、(2)私鉄のスト回避、(3)生産性基準原理)にしぼりこんでいるのが特徴だ。これら三点は、いかに大衆闘争を高揚させるかということと相まって、われわれの総括にあたっても重要な柱となる。したがって、簡単に日経連の主張を整理しておきたい。

「民間準拠」は新しくない

第一に「民間準拠」の問題であるが、日経連の総括は、総評指導部の「なんとかうまくいった」式ではない。「民間準拠」を足がかりに、公労協・公務員に生産性基準原理を貫徹させ、いかに低賃金におさえこんでいくかが長期的視野から露骨に示されている。まずこう述べている。

「(民間準拠は)何もコト新しいことを決めたわけではない。ただそれは、法律の規定を無視しがちな総評労働運動のトップが、内閣総理大臣との間で法律の規定尊重を確認しあったという点に意味があったのである」

総評指導部は労働問題を推進させるために、「総評の基本路線は綱領」「社会主義、議会制民主主義の尊重」を強調した。総評の「綱領」とは、同盟・JOCが総評に「順守」することを訴え、「総評が綱領から反した」として総評から脱落、分裂したそういう内容であり、「議会制民主主義」とは、同盟・JOCが総評の階級的労働運動の路線に対立するものとして打ち出した「労資協調」の路線そのものである。これが日経連をして、「法律の規定を無視しがちな総評労働運動のトップが、内閣総理大臣との間で法律の規定尊重を確認しあったという点に意味があった」とする背景であろう。つまり、日経連は総評指導部が階級的労働運動の路線に固執しなくなったことを第一の成果としているのである。

第二に、民間準拠が「二段階方式」というこれまでにない方式をとったことをこう評価している。

「これは従来の公労委のやり方と異なるものであり、その考え方に満腔の賛意を表する。しかしわれわれはさらに一歩を進めて、民間賃金をもっとはっきりする時点まで調停を開始しないことにはどうかと思う。『民間賃金準拠』の人事院勧告は八月が通例であることも参考にすべきであろう」

公労協は政令二〇一号でスト権をはぎとられ、その代償措置として公労委が設けられた。今度はその公労委の機能まで奪いさり、公労委を公務員の人事院化、あるいは有名無実化しようというのである。

ここまでナメられれば、民間準拠の指標のとり方(現在は千人規模、資本金二〇億円、東証一部上場の大手企業)を、中小を含めた、あるいは中小なみに「下方修正」させようとするのも当然である。

「一般的に、中小企業の賃金は大企業に比して低い。しかも近年においては、中小企業の方が大企業よりも前年比アップ率は高いのである。公労委はなぜ、三公社五現業と中小企業との間の「賃金格差」を念頭におかないのであろうか。国鉄赤字の穴埋めをしているのは、大企業従業員のみでなく、国鉄より賃金の低い中小企業従業員も同様になっているのである。中小企業従業員の賃金を無視した「民間準拠」のあり方には、国民大多數の素朴な疑問がある。」

「『民間賃金準拠』という言葉の意味について政府、公労委、公労協の三者とも真剣に検討する段階にきたように思う」

「赤字」「公」企業が大手に「準拠」するなんてけしからん。中小の賃金は公労協よりもっと低い。「国民が素朴な疑問」をいだいているほどだ。彼らが納得する「賃上げ」にしようじゃないか。そのうえ、「仕事の能率面も民間に準拠すべきだ」というのである。賃金は下げられ、労働の密度は強められる。搾取の度合いは幾何級数的にふやされる。これが、これからの課題というのである。

ここには、労働組合が馬鹿にされるとき、労働者はどういう状況におとし入れられるかが、そのまま示されている。

私鉄の「ストなし」を最大限に評価

第二は私鉄の「スト回避」についてである。

「(スト回避は)乗客大衆にとってもハッピーであったが、このような私鉄の公共性を重んじた自主交渉・自主妥結の慣行が、来年以降も定着することを望んでやまない。

賃金交渉に際して、いまだに労働委員会の手をわずらわさなければ決着のつかない労使もあるが、こうした労使は私鉄労使のたどった軌跡を他山の石として、なるべく労働委員会といった第三者機関に頼らず、自主解決の方途を探ることが望ましい。自らの問題は、自らの責任において決着する方向に動いていくことが、その企業の労使関係のみならず、わが国労使関係全般のためではないかと思う」

これまで私鉄は交運共闘に「軸足」をおき、総評民間の中核的役割りを果たしてきた。その私鉄が全国金属とともに強引に職場組合員の声をおさえつけ、「準備会」参加を決定した。前提条件をつけてはいる。だが、その前提条件を「準備会」は完全に無視している。私鉄独占、日経連が私鉄に敬意を表するゆえんである。独占にとって私鉄が戦略上の意味をもつとは思っていない。だが、私鉄を全金とともに「準備会」にとりこむことによって、交運共闘に「分裂」のクサビをぶちこみ、国労、動労を裸にすることに戦術的意味をおいているだけだ。しかし、日本労働運動を考える場合、東急の五島社長がはやばやと「ご祝儀相場にしなくちゃあ」と雀躍したように、この意味は大きい。

生産性基準原理にさらに努力

第三に、「生産性基準原理」についてである。

「われわれは、生産性基準原理はその理想を貫徹し得ないから、これを放棄するというのではなく、よりこの原理に近づいた賃金決定を行なうよう、今後とも労使の努力が要請されると考えねばならない」

「将来における国際競争力という面からみても、生産性基準原理の理想到達に一層の努力を傾注したい」

従来の主張そのままである。労働側が小手先の対応で一喜一憂しているのにたいし、敵の方は腰をすえ、寄り切ろうと長期戦でかまえている。われわれはこのことを銘記すべきであらう。

春闘をたたかつてどうであったのか？

——各職場で中間総括討論をはじめよう——

これまでもくり返し述べてきたように、ここ数年の春闘の最大の欠陥は「組合員の出番なし」の春闘、つまり、大衆闘争がないことであった。したがって、今なによりも摸索されなければならないのは、組合員一人ひとりを組合運動、春闘にどうやって結集し、大衆闘争を構築してきたかである。ここに紹介するのは、第一六〇号で紹介した横浜市従労組環境事業支部の旭班のたたかいである。（編集部）

八二春闘は、「ストなし」でまたもや敗北した。同盟・J〇の生活実態を無視した低額回答に、「民間準拠」という政府回答に、総評の幹部は「七〇%の評価」を表明した。果たして「評価」できるのか？

今春闘で私たちは生活実態からの賃金要求づくりをめざして職場活動をこれまでになく頑張ってきた。しかし、敗北であった。

しかし、今、またもやしラケていたりアキラメに後戻りができる情勢だろうか。行革の合理化「本答申」や軍備増強と私たちの生活と仕事はさらに破壊されようとしているのだ。私たちの力を強く大きく結集していく以外にはないのではないだろうか。他人事ではない、自分の生活・仕事なのだ。今春闘の敗北もまた、私たちの力が政府・独占資本の力を押し返すまで大きくなっていない結果ではないだろうか。

今春闘での私たちの取りくみの跡をふり返り、反行革・直営化闘争をはじめ今後のたたかいにどう成果を生かし、私たちの力を強く大きくしていくのか。すべての職場で八二春闘中間総括討論をキッチンとやり抜こう！

一、「生活実態点検表」をどう活用したか

① どう取りくんだのか

私たちの要求額の正当性を具体的な確信と確固たる信念を持つことができるものとするために、全員が家に持ち帰り、奥さんと相談し今春闘の賃金要求額を職場ではなく家庭から組み立てていくことにした。

② 私たちの生活実態はどうであったか

① 支出の現状と改善額

食費 ▼粗食でガマンしているので副食の増加をしたい。▼食べざかりの子供がいるので節約は無理。▼外食を月一〜二度してみたい。

しこう品 ▼現状では外で一杯やれない。▼値段の安いものを買っている。▼酒の量・質の向上を。

被服費 ▼現状、子供は古着でやっている。▼もう少し良いものを買いたい。▼子供の成長がいちじるしいので買いたいがガマンしている。

住居費 ▼部屋の狭さに不満。▼持家を希望。▼ローン返済で節約できない。

光熱費 ▽家族が毎日風呂に入りたい。▽暖房の節約をしている。
 保健・医療費 ▽妻、子供に美容院に行かせたい。▽化粧品を買ってあげたい。▽月に一度の散髪を。▽医療費の値上りが心配だ。

交通費 ▽オートバイ通勤で節約している。▽現状では家族ドライブも無理。
 通信費 ▽市外通話量が高いのでガマンしている。

保育・教育費 ▽子供が大きくなるので節約は無理。▽子供に塾に行かせたい。

教養・娯楽費 ▽年に一〜二回家族旅行を試みたい。▽映画などにも行ってみたい。

▽旅行の回数を増やしたい。

交際費 ▽慶弔費の出費が多くて困る。▽毎月予定ができないので月々積立てている。

▽つきあひも肩身が狭い。

仕送り ▽両親に仕送りたいが現状では無理。

貯金 ▽現状では無理。▽将来のため、病気にそなえたい。▽マイホームのために。

小使い(現状)

30〜34歳 平均 一八、七五〇円

35〜39歳 " 一五、五〇〇円

40〜44歳 " 一九、二八六円

45〜49歳 " 一四、〇〇〇円

② 私たちの賃金要求額は?

要求月額額は三〇〜三四歳で三九万九千円、三五〜三九歳で四一万三千円、四〇〜四四歳で四五万九千円、四五〜四九歳で四九万八千円となった。班全体の平均賃金要求額は一六万四六二八円となり、そのうち一時金での補充金を引くと、私たち緑輪送班八二春闘要求額は六〜七万円となった。

③ 生活実態討論で何がわかったか

三月一五日職場懇談会で(点検表の集計結果をグラフで)説明した。はじめみんなは信じられないような面持ちであったが、これが事実で、家庭のなかから作り出した要求額ではなかったのかと討論をするなかで、自分たちはいかに家計に無関心であったかを強く反省し、また、自治労の二万七千円以上の(賃上げ)要求などというのはおかしいのではないかと疑問や矛盾を一人ひとりが感じることができた。

ア、今年、はじめて家に点検表を持ち帰り記入した人が多かった。一家に持ち帰らないと(生活実態と改善要求は)わからない!

イ、本人は今まで家計のヤリクリは妻にまかせて家計の実態はあまり知らないし、無関心でいた。一カ月、随分出費のかかるものだ!

ウ、節約できるものはほとんど自分のものでガマン、節約している。これでは男がかかわいそう!

エ、食費にはほんとうに出費がかさむものだ。エンゲル係数からみても私たちの生活は決して豊かとは言えない!

オ、食費、被服費、教養・娯楽費に一番ガマン、シワ寄せがきている。通勤に車を使っている物はいらなくてたすかっているウー!

二、「具体的な取組み」はどうであったか

全員をどのような形で春闘に参加させ大衆闘争として位置づけていくかについては、役員としていけばん頭の痛い問題である。事実「緑輸送班は少数職場だから多人数職場とは同じような取りくみや活動ができなくてもあたりまえだ」という甘えた考え方があったのが実情です。このような班の実態・実情を認識したうえでないとどんなすばらしい取り組みを計画してもそれをみんなが消化・吸収することはできない。そこで緑輸送班は一人ひとりが春闘に参加しているのだ、という認識をもってもらうために、①生活実態点検表は家に持ち帰り奥さんと相談して記入すること、②その点検表（の集約）をグラフに書きあらわし掲示すること、③そして当班はじめての春闘立看板を製作すること、とした。

とくに立看板はできるだけ大きな物を作ることとした。その意義は大きければ大きいほど時間や労力、人数が多く必要となり、そして多くの汗を流すことにより、その過程で今まで春闘に関心がなかった人たちが少しでも関心を持ってもらえるだろう。そのような考え方で作業を進めていき、作製の最終段階での立て付けのときには、全員が口ぐちに「風が吹いても倒れないようにしっかり立てろ！ 風で倒れるようでは今春闘はたたかえないぞォー」と言いながらみんなで作業を終了した。

三、今後のたたかいへ何をどう生かしていくか

ここで、忘れてならないのは、大きな立看板及びグラフ作りすることが春闘のすべてではなく、こうしたことをやることによってみんなが春闘に汗を流し参加することだ。汗を流し、また要求金額にたいし疑問や矛盾を感じ、それらを強く追求することにより、結果が出たときどうしてそういう結果になったのか、ということにもなる。そのことが、これからも春闘勝利へのエネルギーになるのではないか。

今日まで私たちは、相手（資本・政府）に七連勝させてきた。そのたびに、「ストなし春闘だ」、やれ「管理春闘だ」、あるいは「支部が、執行部が悪い」、また「総評・自治労がおかしい」とか何やかやと言いつつ、その結果として私たちは七連敗ではなかったのか。

私たちに今一番要求されているのは、立看板を「風に飛ばされないようにしっかり立てろ」とみんなが口々に言った、この、みんなで目的に向かって何かをしつかりやるということとをサボってきたからではないだろうか？ そして、このことがいま要求されているのではないか。

//// 六月上旬刊 //////////////////////////////////////

国鉄「再建」をめぐる基本問題

予価千円 (㊦二五〇円) //////////////////////////////////////